

仕 様 書

1. 案件名

堺市公園協会内ノートパソコン機器賃貸借（リース）

2. 概要

本仕様書は、公益財団法人堺市公園協会（以下「当協会」という。）で使用するノートパソコンの調達及び搬入、必要なソフトウェアの導入及び各種設定並びにその後の動作確認作業等について記載する。

3. 調達品の仕様及び数量

以下に、調達するハードウェア、付属品及びソフトウェアの詳細について示す。

(1)ハードウェア一覧

No	機器	数量	備考
1	ノートパソコン	35台	ソフトウェアも35台分用意すること。 下記メーカーの全台同一モデルであること。 富士通、パナソニック、NEC、VAIO、 Dynabook、HP、DELL

(2)ハードウェア及び付属品詳細仕様

参考モデル Fujitsu LIFEBOOK A5513/RX

下記の仕様を満たすこと。

No	項目	仕様
1	形状	ノートパソコン
2	OS	Windows 11 professional 64bit プリインストール 日本語
3	CPU	インテル Core i5 1235Uプロセッサと同等以上
4	メモリ	8GB以上
5	ストレージ	内蔵ディスクSSDで256GB以上
6	光ディスク装置	不要 内蔵型光ディスク（ドライブ）装置を組み込み済でも可。 （外付は不要）

No	項目	仕様
7	LANインターフェイス	RJ45規格 1ポート 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠
8	無線LAN等	IEEE802.11 (a/b/g/n/ac/ax) Bluetooth
9	ディスプレイ	15.6型フルHD(1920×1080)以上
10	キーボード	JIS標準配列 テンキー付
11	ポインティングデバイス	トラックパッドを有すること。
12	ハードウェア保証	メーカーの保守パック5年間以上(賃貸借期間を含むこと)に加入すること。 平日(9:30-17:00)の翌営業日以降の訪問修理
13	Webカメラ	なくても可
14	その他インターフェイス	HDMI出力端子インターフェイスを有すること。 USBインターフェイスを三つ以上有すること。うち一つはUSB3.0に準拠していること。
15	ラベル	サポートセンターへの電話番号、Macアドレス、シリアルナンバーが記載されたラベルを本体上部に貼り付けておくこと。
16	付属品	ACアダプター(リース物件とわかるラベルを貼り付けておく。) USB光学式マウス(リース物件とわかるラベルを貼り付けておく。貼付け箇所は当協会職員と協議すること。)
17	その他	「Wake on LAN」の機能がある場合は、BIOS変更のパスワード(当協会指定)を設定すること。

(3) ソフトウェア一覧

No	項目	仕様
1	Office製品	Microsoft 365 Apps for business (ライセンスは当協会にて契約するので、ライセンス料は当契約には含まない。)
2	ブラウザ	Microsoft Edge Chrome(起動時の設定を含む)

No	項目	仕様
3	PDFリーダー	Adobe Acrobat Reader
4	セキュリティソフト	当協会指定のセキュリティソフト ※手順書及び導入ソフトウェアは当協会から提供する
5	文書管理ソフト	DocuWorks9.0 (ライセンスは当協会で契約するので、ライセンス料は当契約には含まない。) ※手順書及び導入ソフトウェアは当協会から提供する
6	ドライバ	既設スキャナーの最新ドライバ 2台
7	ドライバ	既設プリンタの最新ドライバ 4台

※ソフトウェアの調達費用は発生しない。

(4) 全般に係る仕様

- ア ハードウェアについては、マニュアルを1部提供する。
- イ 調達機器の梱包材は持ち帰る。
- ウ 未使用品である。
- エ 付属品等を含む、調達機器の品番・型番等を明記した一覧表をEXCELデータにて提出する。
- オ 本仕様書に明記されていない事項は、別途指示もしくは協議事項とする。

4. 調達機器の納入場所及び設定作業等

以下に、納入場所及び設定作業について示す。

(1) 納入場所

当協会事務所（堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階） 35台

※エレベータなし

(2) 設定作業等

調達機器の設定は、当協会担当職員の指示に従い作業する。

- 1) 調達機器の搬入及び設定・動作確認作業については、受注者が行う。なお、これらに必要な経費は、本契約に含む。
- 2) OS に関しては、導入時、上記2. (2)ハードウェア及び付属品詳細仕様より新しいバージョン（Windows12）がリリースされていても必ず当協会担当職員と協議して導入するバージョンを決定すること。
- 3) 前項のソフトウェア一覧に挙げた市販及びWindows11 標準のアプリケーションソフト、および指定するプリンタドライバのインストール等、その他機器に係るすべての

- 初期設定を行い、動作確認を行う。
- 4) メーカー出荷時の状態を再現するため、再インストール用のリカバリディスクを1部作成して提出する。
 - 5) 各ノートパソコンの無線用MACアドレスを当協会担当者に事前に報告すること。
 - 6) 調達機器の初期設定後、ネットワークに接続する上で必要となる設定を行い、ネットワーク接続についての動作確認を行うこと。
 - 7) セキュリティ対策システムの設定作業、動作確認を行うこと。なお、手順書及び導入ソフトウェアは当協会から提供する。その際、調達機器が原因で正常な動作が確認できないと認められる場合においては、調達機器の再設定と動作確認を行い、円滑な業務の遂行に協力する。
 - 8) 上記までの作業については、当協会担当職員と作業日程を調整の上、契約日から令和7年3月19日までに行う。また、作業に要する日程については、予期せぬトラブルや作業の進捗の遅れも考慮し、それぞれ必ず連続した日程において予備日を設ける。作業日時は当協会と受注者が協議のうえ定める。
 - 9) 上記までの設定および動作確認後、本件とは別で契約しているシステム（例 会計システム、給与システム等）の運用・保守業務の履行業者がシステム導入・設定作業を行う。その際、調達機器が原因で正常な動作が確認できないと認められる場合においては、調達機器の再設定と動作確認を行い、円滑な業務の遂行に協力する。
 - 10) データ移行作業はない。

(3) 既存プリンタ及びスキャナーとの接続作業

調達機器については、既設プリンタ及び既設スキャナーが使用できるように設定を行うとともに、当協会担当職員が指定する既設のプリンタから印刷できるように設定するものとする。

(4) 設定作業環境について

納入場所はオフライン環境であるため、ハードウェア及びソフトウェアの導入、設定については注意すること。

5. 納入後のサポート

納入後、調達したハードウェアやソフトウェアに故障や不具合が生じた旨の連絡を当協会担当職員から受けた際は、その状況を確認して早期復旧できるよう助言やメーカー側に適切な引継ぎを行うこと。

6. 納入期限（検収完了期限）

納入期限（検収完了期限）は令和7年3月31日までとする。

7. 長期継続契約

長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり契約の締結を行うことができる契約のことであり、初年度（年度途中開始の業務を除く）の契約金額を契約期間内の毎年の契約金額とするもの。過年度の予算成立を条件とするため、複数年契約を締結しても、翌年度以降に当該契約の予算が減額又は削除された場合には、当該契約を変更または解除することができる。契約を解除する場合は、必要に応じて契約解除金を支払うものとする。契約解除金の額は、協議して定めるものとする。

8. 守秘義務

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。また、本調達の受注に知り得た当協会に関する事実については外部に漏らしてはならないものとする。

9. 機器の返還

本契約の終了又は解除の場合には、調達機器を引き取るものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

受注者は、撤去する機器については、記録されているデータに乱数を上書きする等の処理を行うことにより、データを復元できないようにし、その処理日時、機器名、方法、経過、処理実行者を発注者に報告するものとする。

機器の返還に用する荷造り、運送等の費用は、受注者の負担とする。

（現時点では、エレベータなし）

10. その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議のうえ解決するものとする。